

【R6年4月変更】 BSE検査対象牛

【1】BSE検査が必要な牛（進行性のBSEを疑う症状）

①『特定症状』 治療効果が期待できない進行性の行動変化

- ・興奮しやすい
- ・音・光・接触到過敏反応
- ・頭を低くし、柵等に押付ける動作の繰返し（原因不明の進行性の神経症状）

数週間～数ヶ月の期間をかけて症状が進行

②『BSE関連症状』 治療効果が期待できない進行性の行動変化

- ・目や耳が非対称で過剰な動き、歯ぎしり、振戦、過剰な発声、パニック反応

③『起立不能等』 症状以外の方法で確定診断できなかった牛

- ・犬座姿勢、異常歩様等が進行性で一般的な理由では説明できないもの
- ・臨床症状以外の方法によりBSE以外の疾病と確定できていないもの（生化学検査等の一般的検査で確定診断していないもの）

【2】BSE検査が不要な牛（確定診断した牛）

①『起立不能』 原因が確定診断された場合

症状以外の生化学検査等で確定診断したものはBSE検査対象外

②『突然死（心不全）』 獣医師が生前の状況を未確認の場合

畜主のりん告から特定症状等が無いことを聴取した場合にはBSE検査対象外

低Ca血症を確認した『乳熱』は対象外

【R6年4月変更】 BSE検査対象牛

進行性の起立不能を呈する牛の中で、BSE以外の疾病だと一般的な検査・診断方法により確定できたものは、BSE検査対象外。

乳熱 ・ ダウナー症候群

(症状・検査結果・治療への反応で判断)

- ①『臨床検査以外の方法で確定診断（治療に反応）』の場合
⇒BSE検査対象外
- ②『臨床検査以外の方法で確定診断に至らない』場合や『臨床症状のみの診断、疑い』の場合
⇒BSE検査対象

突然死（心不全）

(畜主への聞き取り確認、カルテ情報で判断)

- ①『生前「特定症状」等のBSEを疑う症状なし』の場合
⇒BSE検査対象外
- ②『生前の状況が不明（情報が無い）』場合
⇒BSE検査対象